

医療みらい創生機構 プロジェクト部会 運営規定

制定 平成 29 年 12 月 1 日

改定 令和元年 5 月 17 日

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人医療みらい創生機構（以下「本機構」という）におけるプロジェクト部会（以下「部会」という。）の運営について定める。

(設置)

第 2 条 本機構は、本機構の理念、目的を実現するために、先導的なモデル事業の推進を円滑、適正に行い、本機構の理念・目的に沿った先導的事业を積極的に実施するためのプロジェクト部会を設置する。

2 部会の設置については、理事会の決議を経て定める。

(組織)

第 3 条 部会は、本機構の会員をもって構成する。会員が部会員となるためには部会の参加申し込みをしなければならない。但し、会員が部会の参加申し込みをする際には、対象となる部会について、下記の条件を満たすことを必要とする。

記

- ① プロジェクトの目的・趣旨を理解し、その推進・実現に協力する意思があること
- ② プロジェクトに対する具体的且つ現実的な提案があること
- ③ プロジェクト推進・実現に必要な事業、技術、情報その他の実績があること
- ④ 会員が従来からもつ商品（サービス）の売り込みではなく、部会参加を通して新しい事業創出をチャレンジする提案があること

2 部会には、部会長 1 名を置き、部会長は、理事会が指名する。

3 部会長は、本条第 1 項各号の条件を満たす会員の参加申し込みに対し、プロジェクトの規模・内容その他の事情に応じて部会のメンバー構成を決定し、理事会の承認を受けなければならない。

(部会長の職責)

第 4 条 部会長は、理事会の助言を得て会務を統括する。

2 部会長は、会議の主査を務め、プロジェクトの推進・実現を統括する責務を負う。

3 部会長が欠席の場合は、部会長が指名する者が主査を務める。

(部会員の義務)

第5条 部会員は、部会活動に積極的に参加し、各種事業の推進・実現につき、プロジェクトの当事者としての責務を負う。

- 2 部会員は、部会長が理事会の承認を受けて決定した部会費（活動実費）を遅滞なく支払うものとする。部会員は、事由の何たるを問わず、支払った部会費の返還を求めることができない。
- 3 部会員は、別途規定される秘密保持規定を順守する。
- 4 部会員は、部会の参加をもって、プロジェクトが推進・実現しようとする事業における利益の獲得を約束するものではないことを十分理解したうえで、本条各項に定める義務を全うする。

(情報等の権利化、商品化)

第6条

1. 部会員は、部会において開示を受けた秘密情報につき、秘密保護規定に基づいて守秘義務を負うほか、秘密情報に該当するか否かにかかわらず、開示を受けた情報等を自らの産業財産権として権利化しないものとする。
2. 部会員は、部会において開示を受けた情報等を利用した商品の開発、製品化等をしようとするときは、本機構及び当該情報等を開示した部会員と事前に協議するものとする。

(部会員の地位の喪失)

第7条 部会長は、部会員が下記の各号の1つに該当する場合、その判断により当該部会員を解任することができる。

記

- ① 本規定及び本規定の定める部会運営のための各規定に定められた部会員の義務を懈怠したとき
 - ② 本規定第3条1項各号に定められた条件を欠くことが明らかになったとき
 - ③ 部会員として必要な社会的または経済的信用を喪失したとき
 - ④ その他、部会員にふさわしくないことが明らかになったとき
- 2 部会員は、部会員としての活動を継続することが困難な事情が発生したときには、部会長の了承を得て部会員を退任することができる。

(部会の開催・運営)

第8条 部会長は、プロジェクトの推進・実現のため、適宜部会を開催する。

- 2 部会は部会長が召集し、部会長が必要と認めるときには、部会員以外の者を部会に同

席させることができる。

3 部会長は、部会運営計画・予算計画を策定し、理事会に承認を得るものとする。

(報告)

第9条 部会長は、部会の会議における研究の経過と結果を整理し、理事会及び理事会が指定する本機構イベントにて報告するものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第10条 部会員は、自己が下記の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証する。部会員が各号の一に該当したときは、何ら催告を要せず、部会員の地位を失う。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）の構成員であること。
- (2) 反社会的勢力、またはそれらの構成員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (3) 相手方に対して暴力行為、脅迫行為を行うこと。
- (4) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
- (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が、前四号のいずれかに該当すること、または該当する行為を行うこと。
- (6) 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による、以下同じ。）または基本契約等の履行のために再委託する第三者が前五号のいずれかに該当すること、または該当する行為を行うこと。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則 本規定については、平成29年12月1日から施行する。